

議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (10時40分)

受付番号第3号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 田 代 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第2番 田代実。今回この質問に先立ちまして、かなり自分としては思い入れがありますので、要旨が300字という制限があります。これについて若干足らなかった分は口頭で説明を加えさせていただくことを御承知おき願います。

それでは質問させていただきます。件名、頑張っている消防団への新たな支援について。松田町消防団は、戦前の警防団を引き継ぎ、長きにわたり町の防災に貢献されています。その団員は究極のボランティアで、日ごろの活動に大変感謝しております。有償ボランティアではありますが、その対価が低く、また危険な業務に携わっていると、そういった考えから「究極のボランティア」というふうな表現をさせていただきました。しかしながら、昔の消防団員は農家や商店など自営業者を中心に編成されていましたが、近年は団員不足に加え、働き方の多様化などにより町外で働くサラリーマンの方がふえ、平日の出動が難しい状況になっています。そこで、次のことについて町長にお尋ねいたします。

(1) 消防団員の定数に対する充足率。定員140人だと思うんですけども、何人の方が今、団員として加入されてるかということで、充足率をお願いします。昼間(平日・休日)の出動可能な団員人数について。

(2) 消防団と自主防災会・防災リーダー、防災ボランティアとの連携について。

(3) 平日昼間の災害発生時に限って、消防団または消防署OBが出動できる新たな体制を構築し、地域防災力の強化を図る考えについて。

以上、3点についてよろしくお願いします。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えする前にですね、本当に日ごろより消防団員の皆さん方にはですね、町民の、また地域の方々的是ね、同じですけれども、生命と財産をとにかく守っていただいているということに対する活動、また防災・減災に対する啓発活動等々にですね、大変御尽力いただいていますこ

とはですね、田代議員ともどもですね、私も御礼を申し上げたいというふうに思います。本当に消防団員の皆さん方には感謝しております。それでは、順番にお答えをさせていただきます。

それでは、1つ目の御質問にお答えさせていただきます。松田町消防団の定数は、松田町消防団条例により、団長1人、副団長3人、各分団の定数が17人となっております。8個分団ありますので、合計しますと140人が定員と定めておりますが、現在13人が欠員ということになっております。ですので、127人が現在団員としていらっしゃるということになります。団員数の内訳を申しますと、1から4分団の松田地区におきましては65人、5から8分団の寄地区で62人でございます。昼間出動できる団員の数でございますが、団員127人中ですね、平日45人、土曜日が80人、日・祝日になりますと101人となっております。松田地区と寄地区の内訳といたしましては、松田地区がですね、平日は27人、土曜日が45人、日・祝日が54人となっております。寄地区におきましては、平日が18人、土曜日が35人、日・祝日が47人となっております。平日の防災力の低下につきまして非常に危惧しており、対策について、町消防団長さんとは、議論を重ねているところでもあります。

続きまして、次に2つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。これまでは、毎年実施をさせていただいてる町総合防災訓練の際に、消防団の方々ですね、自主防災会の要望によって、地域の防災訓練に出動していただき、消火栓を使った放水訓練や、消火器や三角巾の使用方法について御指導いただいているところでもございます。また、どんど焼きの際につきましても、消防団が各地域を巡回していただいております。今後、引き続きでございますが、想定外を極力なくすためには、災害が大きくなればなるほどですけども、消防団の方々と自主防災会の連携が非常に必要とされることと認識しておりますので、消防団と自主防災会の御意見を伺いながら連携できる内容について検討し、実施できることは積極的に取り入れてまいりたいというふうに考えているところでもございます。

次に、3つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、この2年間の間に調査をさせていただき、平日の昼間出動で

きる団員が少ないことが、数値として明らかになっております。その対応を検討してまいりました。そのような中、ほかの自治体の取り組みといたしまして、ことし7月に県内初めて、南足柄市さんが消防団・消防署職員のOBに限定して採用する「機能別消防団」の制度を取り入れておられます。条例を改正し、希望する消防OBを機能別消防団員として認め、消防団員の一人として位置づけたものでございます。これにより、一般団員とは別に報酬と出動手当を定めたほか、活動中の万が一の負傷等にも補償制度は適用されます。活動は平日の昼間に限定し、年末警戒や出初式等の行事への参加は求めているといった内容でございます。この機能別消防団員制度の採用について、南足柄市の取り組みを参考にすると、今後引き続き消防団の皆さんや消防友の会の方々の御意見を伺いながら、今後の対応について、条例改正を含めですね、実行に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

2 番 田 代 御回答ありがとうございました。ちょっとメモしきれなかったので、1点確認させていただきたいと思います。1点目の松田地区と寄地区の状況ということで、平日・土曜日・祝日・日曜日ですか。これを詳しくちょっとお話しただいたんですけど、ちょっとその辺がメモしきれなかったので、もう一度人数をお願いしたいと思います。

町 長 団員さんが全部で127名いらっしゃいまして、まずは全体の合計がですね、127分の平日が45名、土曜日が80名、祝日については101名となっております。これを今度松田地区と寄地区と分けた場合に、松田地区におきましては平日が27名、土曜日が45名、日・祭日が54名になります。寄地区が、平日が18名、土曜日が35名、日・祭日が47名ということになります。以上です。

2 番 田 代 ありがとうございます。今の質問は、最終的な(3)に関連する基礎数値として、私、捉えさせていただきました。確認させていただきます。松田地区については、64名の団員さんがいられると。そのうち平日が27名しか出動できない。土曜日が45名、祝日・日曜日が54名ということで、休日になるとかなりの人が出動できるということです。それと、あとは寄については62名ですね。たしか、団員さんが62名のうち18名が平日。土曜日が35、祝日・日曜日が47とい

うことで、この基礎数値については、また認識させていただきましたので、3番でもう少し具体的に質問させていただきたいと思います。

まずそういうことで、2番に移らせていただきます。2番で、ここでは自主防災会、防災リーダー、防災ボランティアというふうな3本立ての質問だったんですけれども。自主防災会について、自治会の役員さんが兼務されているというふうなこと。自治会によっては、特にまた少し差別化したい面での組織をつくられて活動しているということは認識しております。防災リーダーなんですけれども、昔、平成の初めごろだという記憶があるんですけれども、そのころからやはり昼間、出動できる団員が少なくなり始めたということで、当時の庶務課の消防係が動いて、防災リーダーという組織を立ち上げたような記憶がうっすら残っております。そのときの内容については、消防団のOBの方が防災リーダーになっていただいて、消防団の…要するに、出動の若干の手助け、または地域の防災に協力するという多面的なものだったんですけど、今この防災リーダーというものは、どのようになっているのか。もうあるのか、またはないのか。または、予算的にある程度対応しているのであれば、こういった予算が防災リーダーについているのかと。ある場合ですけどもね。防災リーダーの存続している場合は、そういうことも考えられますので、この辺についてお聞かせください。

安全防災担当課長　　ただいまの町の防災リーダーなんですけども、調べましたところ、平成7年4月に消防協力員という形で町内在住の職員に委嘱状を発行して、委嘱しています。正直、今のところ、特に活動もないということで、ここ数年…数年というか、もう当初から余り活動がなかったようで、特に細かな取り決めもなかったようで、何か今自然消滅してしまっているような状況で、予算措置も特にございません。以上です。

2 番 田 代　　今の課長のお話は、消防協力員ということで、職員の方が行われてたという回答だと思うんですけど、私の質問は、消防団のOBが中心だったと思うんですけども、防災の白のヘルメットに赤線が入って、横に防災リーダーと印刷したようなヘルメットをお配りして、そういった防災に協力していただいた、当時そういう方がおられた。それで、県の消防学校に、ある程度何か行って訓

練もしてたような、そんなような記憶があるんですけども、そういった今、組織があるのかないのか。その辺についてお聞かせください。

安全防災担当課長 失礼いたしました。先ほどののは町の職員の関係でした。地域の自主防災会の中の消防OBでつくる防災リーダーについては、今はないと承知しております。以上です。

2 番 田 代 ありがとうございます。町の消防協力員と同じような形で、だんだんなくなってしまったという考えでいいのかなと感じました。あともう1点、防災ボランティア。これに関しましては、私の所属する城山自治会。去年…おととしぐらいですか、平成27年ごろから、そういったものをつくりたいということで、10名ほどの方が手を挙げていただいて、訓練…訓練というか、倒壊したときにジャッキを使って動かす訓練とかそういうのをして、防災訓練のときに、実際防災リーダーが消防団と一緒に倒壊の木を乗っけて、ジャッキで救助する活動を防災訓練のとき見させていただいたんですけども、そのような団体については、城山だけのものなのか、またある程度町が動いて、防犯ボランティアみたいな形で、ある程度組織づくりをして、そういったものが生まれたものなのか、またそういったものを育てるために組織づくりをしていく考えがあるかどうか。その辺についてお聞かせください。

安全防災担当課長 防災に関係するボランティアの団体ですけども、今のところ承知している団体としましては、今お話がありました城山地区の防災ボランティア。あとは先日、今ちょっと防犯ボランティアというお話もあったんですけども、防犯ボランティアにつきましては、年1回連絡会を設けておりまして、その中に名称として、店屋場自治会さんが防犯・防災・福祉ボランティアという組織名になっています。町のほうで把握している防災関係のボランティア、自主防災会に関係する防災ボランティアについては、この城山と店屋場の2つのグループだけです。これ以外に、もしあればですね、そこでまた複数あるようでしたら、防犯ボランティアのように連絡会的な意見交換の場を設けることはやっていければと思います。

2 番 田 代 今確認させていただいたところ、防災リーダーについては、もう自然消滅してしまった。また、防災ボランティアについては、一部の自治会のみというふ

うな現状のようです。このような中で、私感じるのは、やはり自治会を中心とした自主防災会と消防団、各分団のつながりが、非常時には一番大切なのかなというふうに感じております。いかに自主防災会、自治会さんと消防団各分団とのつながりを強めて、防災力を強化していくということが必要だと思います。

そのようなことで、3番の質問に移らせていただきます。復唱させていただきます。平日昼間の災害発生時に限って、消防団、消防署OBが出動できる新たな体制を構築し、地域防災力の強化を図る考え。このことについて、町長のほうから南足柄の例をお話が今ありました。機能別消防団員ということで、29年度からスタートしたというふうなことで、年末警戒とか出初めとか、そういうのは参加しないで、火災のときに出動するというふうなお話だったんですけど、私もタウンニュースで、これは本年の7月ごろですか。2回見てメモしてたんですけども、私なりには、タウンニュースを通しての情報は持ってます。この辺でちょっと考え方が乖離しているといけないので、担当課長にお伺いします。この南足柄市の機能別消防団員ですか。これについてももう少し詳しく、例えば各分団に多分所属していると思うんですけども、1個分団、何人ぐらいの団員がいられるとか、あとは全体で今何人ぐらいになっているか。去年の7月1日に発足している…ごめんなさい。ことしの7月ですね。7月1日に発足してるので、まだちょっと…何ていうのかな。すぐ組織が整備はできてないと思うんですけど、今現在の状況でどのような体制。または条例改正したということですから、消防団員に多分所属すると思います。その場合の年間報償。それとか、作業着だとか活動内容ですよね。どういった活動を、機能別分団員が行っているのか。そういったものについて、少し町長が説明あったんですけども、担当として承知されている範囲内で説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

安全防災担当課長 すいません。(2)のほうにちょっと戻って、防災リーダーのことでちょっと補足説明させてください。毎年、年1回ですね、各自主防災会さんをお願いしまして、自治会から2人以内推薦いただきまして、県の総合防災センターのほうに研修に行きまして、それを終わりましたら修了証というのを発行しております。そういった事業は毎年行っております。

それから3番のほうの、南足柄市の機能別消防団員でございます。すいません。分団員の数は、すいません。条例上で申しわけございません。200…すいません。その前に、合計でですね、消防団員の定員は、311人以内とし、その内訳としまして、いわゆる消防団員が252人で、機能別消防団員が59人以内というふうな条例になっております。この59人の算出がどのようになっているかということなんですけども、南足柄市の消防団は、9分団ですね。9分団ありまして、その下に分団によりまして1部から3部ございます。その合計が28部ございます。その中で、消火活動に使用します可搬ポンプで対応か、ポンプ自動車で対応かということで、可搬ポンプのほうは2人、プラス2人、ポンプ自動車のほうは3人ということで、その合計が先ほど申しました定員数の59が最大の数字になってまして、59人以内となっているとのことです。

それから、手当のほうですけれども、一般団員の方が年額4万1,200円に対し、機能別消防団員にあっては5,000円ということになっております。服装ですけれども、消防団員と同じような服は支給していないということで、そのかわりといいますか、支給品としましては、アポロキャップ、皮手袋、安全靴、それとあとチョッキですね。チョッキといいましても、よく交通安全で着てるような、ああいう薄手の色がついたのではなく、ポケットがたくさんついて、ちょっと機能的なベストを配付しているということです。

あと、出動内容につきましては、時間的には、日中の定めはおおむね7時から18時ということで、特に時間は明記してないんですけども、目安としては7時から18時。それから、出動については、火災と、あと水防も含めて、火災と水防に出ると。ただし、先ほど町長の答弁もありましたように、出初式、年末特別警戒、訓練等へは参加していない。訓練は参加しております。

それで、機能別消防団員の所属ですけども、分団に所属するということでございます。聞き取りましたのが10月だったんですけども、その時点では、今のところ出動の実績はありませんでした。今のところ5人の方が入団しておりまして、いずれも消防団のOBということで、同一の分団に所属しているそうです。それと、あと機能別消防団員ということで制度を設けた理由の一つに、もちろん団員をふやすということなんですけれども、身分を保証するというこ

とで、公務災害の対象になります。消防車両を運転するケースも考えて、これも保険の対象となるようにということで、定めたとのことでございます。

2 番 田 代 詳細説明ありがとうございました。1つ再確認なんですけれども、この南足柄の機能別消防団ですか、消防団員。この方々は、自分たちで消防車を運転して火災に当たっていいという考えなのか。要するに、5人入団されたという方がいられるんですけれども、たしか私の承知している範囲では、消防車だと3人いれば出動していいよと。可搬が2人のような記憶があります。したがって、その人数が機能別消防団員がそろえば、現役分団員がいられなくても出動できるかどうか。それについて確認させてください。

安全防災担当課長 すいません。機能別消防団員だけで出動可能かどうかは、すいません、確認はしておりません。

2 番 田 代 申しわけないです。タウンニュースの情報で申しわけないんですけれども、これについては昼間人がいないんだと。手薄になってしまうと。それで、機能別消防団がそれを補うために昼間出動するというふうに、私は読んでてそういうふうに理解したんですけれども、その辺の考えについてどうなのかなと。と申しますのが、データによりますと、総務省が人手不足。消防団員の加入が非常に少ないということで、総務省が…国のほうが推進して2005年ごろ、今から12年ぐらい前から始めて、全国に1万4,000人ぐらい、こういった機能別消防団員が今現在いられるということで、いろいろ確認したら、県内では南足柄市だけだというふうに知りました。私この質問なぜしたかという、制度的にはすごくいい制度だと思うんですよ。しかしながら、現役の消防団、団員さん。要するに、本団の役員さん初め分団長さん、その以下分団員がいると思うんですけれども、一つの組織になってます。そういった中で、消防団が所有する車を、経験あるOBで条例改正して消防団になるわけなんですけど、その方だけで出してしまうといいのかなという。制度的にはいい制度なんですけども、内容的に言うと、ちょっと考えなければいけないところもあるのかなと思って質問させていただきます。よろしくお願ひします。

安全防災担当課長 それにつきましては、南足柄市さんと、あと同じような人口規模でやっている…県外ですけれども、岐阜県の川辺町さんというところでもちょっと情報を



伺ったりしてますので、そちらの情報をいただきながら検討させていただきたいと思います。確かに、機能別消防団員だけで出動というのは、指揮命令系統の点からもどうかなという感じもしますので、検討させていただきたいと思います。

2 番 田 代 私自身も消防団員の経験があります。それで、私は2分団だったんですけれども、やはり昼間勤めている人が非常に少ないと…ごめんなさい。町外に勤めている人が多くて、町内在住の団員が非常に少ないという状況がございました。そのときに分団長から聞いた話なんですけども、OBが来てくれた場合に、1人消防団員がいれば、OBが手伝ってもいいよと。とにかく火災現場に直行して火を消す。そのためには、1人だから出れない。でも、3人集まれば出れるから、そういうときにOBが手伝ってもいいよと。近くのOBの人は何かあったら言えよ、俺も手伝うよと。そのときに、じゃあ事故があったときにどうするんだと。大けがをしてしまったという場合も、民間人の協力というふうなことで、保険が適用されると。だから、最低限のことはフォローされてるから大丈夫だというふうなことで、聞いた記憶があります。ただ、制度化されてなかったので、OBの方が遠慮されてた。また、当時はまだ町内に勤務している分団員がある程度いたので、何とか出動できたのかなということだったんですけれども、それが1つの1個分団の例で同じだと思うんですけど、先ほどお伺いしたように、人数が非常に今少なくなっている。そういったことで、私はこの機能別消防団員の制度をうまく松田なりにアレンジして、地域防災力を強化させていただきたいと考えているんですけれども、この件に関してどうでしょうか。

安全防災担当課長 ありがとうございます。私も第2分団ということで後輩に当たりますけれども。先ほどの消防のOBの方が火災に出動したときのけがのお話で、補償のお話あったんですけれども、確かに消防団員等公務災害補償共済基金という制度がありまして、その中に民間協力者という分けがありまして、補償の対象になりますけれども、額のほうがちよっと低くなっているということ。それと、あと機能別消防団員になりますと、消防団員と同じということで、消防自動車が運転できるということなんですけれども、今、特に若い方々は運転免許ですね。免許持っていてもAT限定ということで、マニュアルが運転できない。OBの

方でしたらマニュアルの運転できるということで、その辺もちょっと期待できるかなというところもあります。なかなか団員数がふえていかない。ことしも、昨年度よりスタート時では、たしか3人でしたかね。去年より少ない人数でスタートをしておりますので、ぜひ松田スタイルの機能別消防団員制度について検討をさせていただきたいと思います。

2 番 田 代 今の機能別消防団員ですけれども、南足柄ですと先ほど5,000円ですか。年間報酬5,000円。それで、30万ぐらいが報酬の人件費。60人ですから五六、30…そうですね。35万という総事業費出てたんですけど、5万円について、多分公務災害の関係の保険等の加入金だ、あとは服だ何だの、お金かなと理解させてもらいました。これをですね、これ町長にね、ぜひお願いしたいのは、松田でもある程度アレンジした中で、消防団さんと話し合った中で、早急に実現させていただきたいと思います。考え方としては、条例改正をして、手伝っていただけるOBの方の身分保障がしっかりされるわけです。皆さんね、報酬が欲しくてね、やる人はOBの場合、余り少ないと思います。やっぱり、後輩が頑張っている中で、地域を守るんだという使命というのは、退団された方も皆そういう気持ちを持つてる人はすごい多いと思います。そういった中で、アポロキャップだ…さっきの話、安全靴だ、チョッキだってあればなおいいんですけども、スタートはこの報償費、5,000円がいいかどうかわからないですけども、身分保障をしていただくための報償費。それと災害保険ですか。そういったものをしっかりしていただいて、いざ火事的时候は、アルミックスだ、ヘルメットだ、あるわけですよ、詰所に。ですから、そういったものを身につけて出動する。先頭に立って火を消すよりも、やはり機械操作だとか、補助的な役割の中で、分団員をやっぱり尊重するような形で行ってもらえれば、ある程度分団の秩序もできるんじゃないかなと、そういうふうに感じます。そういった中で、消防団とお話し合いしていただいて、新年度の予算にはぜひこの辺を検討して、ぜひ計上させていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

町 長 ありがとうございます。本当に2年ぐらいそういう話をずっとしてきておりました。ちょっと担当課長もかわったということでね、ふなれな答弁で非常に申しわけなかったななんて思って聞いておりますけれども、この状況を打破す

るために、本当、現井上団長ともですね、お話をさせていただいてるところであります。ですので、今さまざまな要は対象者。今言われてる消防OBの方々もありますし、せんだってはある方から学生もどうだろうとか、女性もどうでしょうかというようなこともあって、そこも含めながら、やっぱり現場ではこういうことが起きる。そのときに、その方で大丈夫だろうかというような話の議論をいろいろしていただいています。役場の長として考えた総合的な話をしますとですね、例えば空き店舗があります。空き店舗にやっぱ入ってくれる人にある程度融通するのであれば、消防活動には協力してくれよというようなこと条件づけであるとか。もし学生であれば、アパートに入る。アパートが今空き家アパートがたくさん民間もありますから。そのアパートに入ってくれることによって、アパートの補助を出すから、消防のときはちょっと頼むよなというような大学生とかいけばですね、この辺で近くの大学もありますから、そういうことも考えられるかなんては思っておるところもあります。

いずれにしろ、今団長とうちの担当、所管の担当とさまざまな議論をしてるところでもありますので、そういった今、機能別消防団員のまず受け皿としての導入というようなことで、徐々につくり上げていかなきゃいけないところもありますけども、これから予算編成していくわけですし、そういったヒアリングをしてる途中だということもありますから、その議論が間に合えば、田代議員の言われるように、予算をちょっと計上させていただきながらですね、少しずつやっていく。また、今先ほどちょっとアドバイスもありましたように、年齢制限とか、さまざまなこともあろうかと思うので、これからは…これからはですけどね、予算編成の手前の中で、とにかく団長と消防団員の方々と話をして、方向性を決めてですね、しっかりと皆さん方に提案してまいりたいというふうに思います。以上です。

2 番 田 代 先ほど町長から年齢制限とかいろんなお話出たんですけど、その辺については、条例改正。南足柄が条例改正やってるんですから、できると思います。町民のために有利になるような制度に変えることは、町民から支持されると思います。ですから、その辺はぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。それで、広い面でね、学生さんとか女性の方とかね、お話出たんですけども、

まずは小さく産んで大きく育てるというふうなことで、やはり現役のOBあたりが一番実践力があって、無理なく入れるのかなと。そういったことを前提に、消防団の方としっかり話し合った中で、いい方向をお出し願いたいと思います。できれば早いほうがいいということで、時期までは申し上げませんが、そういった中で取り組んでいただきたいと思います。

それと、あともう1点質問したかったんですけど、ちょっと活字に出すと影響力があるのかなということで、文言では差し控えたんですけども、そのことについて、最後の10分以内で質問させていただきます。先ほどの話で、寄地区が平日が62名のうち18名、土曜日が35名、祝日が47名。一方の松田もそれにちょっと多いだけなんですけれども、松田地区と寄地区の決定的に違うことは、火事だという連絡が入って、消防車が駆けつけるまでに、最低20分ぐらいかかってしまうと思います。一方で、松田地区の市街地であれば、大体5分ぐらいで行けるのかなということで、地区によって相当考え方が違うと思います。そういった中で、私は寄地区はそういった機能別消防団員あたりとか、自主防災会、そういったものがある程度強く…今以上にね、今も一生懸命やっていますけれども、今以上に強くなって、有事のときに力を発揮できるというのが理想だと思います。冒頭申し上げましたとおり、働き方が変わって、外で働く人。または転勤で、もう松田から転出してしまう人。そういう中で人口も減る要因の一つになってると思います。そういった中で、活字にしなかった内容がですね、消防団の再編成。これ現役の頑張ってる方は、絶対自分からは言えないと思います。この辺は、町がある程度提案した中で進めていかないと、だんだん厳しい状況になっていくのかな。だんだんなり手がなくなってる。一方では、常備消防が非常に強化されて、すぐ出られる。消防団の発足というのは、もう昔の火消しのね、とびの方から始まって、常備消防ができるまでは、その分団が実際に初期消火をやっていたという歴史があると思います。そのような中で、これだけもう時代が変わって、コンパクトシティ松田の松田地区については、すぐ到着できる。一方で寄のほうは時間がかかってしまう。昔だったら4分団・4分団だったのが、このままこれからどうなのかなと。ただし、その消防団の再編成って大変だと思います。やはり歴史があって、おのおのの分団

におのおの地域の方がいて、つながりがあります。それがもう今も継承されている、非常に難しい問題だと思います。これについては、スピード感なしということで、じっくり時間をかけて、消防団の方または消防友の会というOB会もありますし、また、消防団経験者の自治会長もおられると思います。そういったさまざまな方から御意見を聞いた中で、新たな、松田町がこう目指す消防団というのを、ある程度の期間かけて、改変、再編をしていただけないかという話なんですけども、これについてはいかがでしょうか。

副 町 長 消防団の団員の皆さんのですね、活躍、活動、活躍というのは私も本当に大変頭が下がるところで、町長の報告からもありましたように、先月の4日ですか、寄で火事があったところですね、本当に寒い中、自分の危険も顧みずでですね、一生懸命消火活動をしていただいたといったところに本当に頭が下がる思いでございます。今、本当に、田代議員おっしゃるようになりますね、大変、平日、特に平日の昼間の消防団ですね、団員さんの活動の数が激減しているといった中で、自治会さんにおいては、自主防災リーダーさんを初めですね、自治会長も含めて、火事が起きたときには火事場に駆けつけてくれてですね、消火活動ではないんですけれども、周りの人の世話ですとか、いろいろそういう御協力もいただきながら、火災についてもなっております。

そういった中で、その再編成、この条例をちょっと見ますと、昭和35年に、この今、松田町条例を制定しているといったところがあります。私なんても、親の代から消防団の活動を見ているとですね、当時からの編成かなと、今、4個分団・4個分団、8個分団でですね、人数はともかくとして、その編成がですね、その当時から変わってないのかなといった感じは受けております。田代議員言うように、常備消防が足柄消防組合から始まって南足柄と統合して、今、小田原市消防といった中でですね、技術も整備もですね、だんだん整えて、今ではですね、本当に松田、特に松田地区についての消火活動の時間もですね、短縮されつつあるのかな。ただやはり、寄に行くまでのですね、その出動時間というのがですね、やはり、短縮できない部分もあるかと思えます。こういったことも踏まえながら、それとですね、消防団は火災だけじゃなくて、台風のときのですね、水防活動といったところが今あります。この台風は毎年、皆さ

ん御存じのように、上陸または接近しますので、消防団が水防団にかわってですね、昼夜を問わず、暴風雨の中を警戒または土のうですとか、木流しですとか、活動もしていただいているのも事実でございます。そういった中では、やはり人の手という部分も必要になってきます。ですから、火災、水防といった両面も踏まえてですね、今後、編成といったところ、またあと装備ですね、今の装備が本当にいいのかといったところも含めましてですね、これは慎重に、かつやはり時間がかかることだと思いますので、その辺をですね、消防団とともにですね、この辺は検討していく必要があると思いますし、検討していかなければならないというふうに考えます。以上でございます。

2 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございます。副町長のお話のあったとおり、水防ですよ。火災のほうは、三、四人で行って初期消火すれば、後から小田原市消防が来てくれる、または、小田原市消防が先に行っていて、分団のほうが補助的に手助けをするというふうな形なんですけれども、水防は本当に人数が必要です。そういったものもあって、確かに減少は、今の数を減らすということができなくて、昭和35年の常備消防が誕生する前の数字できているというふうに、私も感じています。今、副町長からお答えがあったようにね、やはり研究する、いろんなことで松田町のためによくなることは研究するというふうなことで、先ほどの機能別消防団の誕生が近い時期にあるのかなというふうに感じているんですけども、そういった方の活用も含めた中で、地域消防力を強化していくという考えで御検討いただけるということによろしいですね。再確認です。

副 町 長 御提案していただいた制度もですね、含めて、やはり消防力の低下というふうにならないようにですね、やはり今以上にですね、その辺の活動が強固になるような体制づくりというのを考えていきたいと、検討していきたいというふうに考えます。以上です。

2 番 田 代 私のお願いした2点について、前向きな回答ありがとうございました。ぜひ、実現に向けてよろしくお願ひします。終わります。

議 長 以上で受付番号第3号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。休憩中に昼食をとっていただきまして、午後1時半より再開をいたします。1時半です。 (11時28分)